

施設等利用給付認定申請について

 認定こども園・幼稚園(新制度) 預かり保育料無償化のご案内 

■子育てのための施設等利用給付認定

令和元年10月から実施となりました「幼児教育・保育の無償化」により、認定こども園・幼稚園(新制度)に通っている方は保育料が無償となるほか、「子育てのための施設等利用給付認定」(以下、「施設等利用給付認定」)を申請することで、以下の要件を満たす方については預かり保育料も無償(上限あり)となります。

POINT

保育所、認定こども園、給付型幼稚園(新制度移行幼稚園)等の利用時に受ける「教育・保育給付認定」とは別の認定区分

■対象となる方

次の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- (1) 教育・保育給付1号認定を受けており、施設の預かり保育を利用している
- (2) 満3歳児から5歳児(ただし、満3歳児の場合は市町村民税非課税世帯のみ)
- (3) 保育を必要とする事由に該当している

■認定区分について

お子さんの保育の必要性の有無や年齢によって、施設等利用給付2号・3号認定のいずれかの区分に認定され、区分によって給付の内容(無償化となる範囲)が決まります。

認定区分	対象となる子ども	無償化の範囲
施設等利用給付 2号認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 就学前の子ども	預かり保育料(月11,300円まで)
施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯の満3歳児※であって、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 子ども	預かり保育料(月16,300円まで)

※満3歳児…3歳の誕生日を迎えたあと、最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども

POINT

- ◆教育・保育給付1号認定とは別に、施設等利用給付2号認定が必要
- ◆施設等利用給付3号認定は、市町村民税非課税世帯の満3歳児のみ対象

◆認定のイメージ

教育・保育給付
1号認定

保育の
必要性
あり



施設等利用給付2号認定
(満3歳児市町村民税非課税世帯は3号)
→預かり保育料無償化の給付

教育・保育給付2号認定
(認定こども園のみ)

■預かり保育料の給付額

教育時間を超えて利用した預かり保育について、

月額 450円×利用日数（上限 11,300 円、満3歳児は上限 16,300 円）

まで給付を受けられます。ただし、預かり保育の利用料（支払額）が上限額を下回る場合は、利用料（支払額）が上限となります。

なお、在籍園の預かり保育の実施時間等が少ない（「開園日数 200 日未満」又は「開園時間 1 日 8 時間未満」に該当）場合、預かり保育の利用料に、併用した認可外保育施設等（企業主導型保育事業を除く）の利用料を加えて計算することができます。

POINT

- ◆受けることができる給付額は「預かり保育を利用した日数」分だけ
- ◆給付額は「月額450円×利用日数（上限有）」と「園に支払った料金」を比較し、少ない額が上限

■認定の申請について

預かり保育料無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定の申請が必要となりますので、次の書類を園に提出してください。

(1) 提出書類

認定区分	提出書類
2号認定	●子育てのための施設等利用給付認定申請書
3号認定	●保育の必要性を証明する書類 →次の（2）で必要書類を確認してください。

(2) 保育の必要性を証明する書類と有効期間（2号・3号認定）

「令和6年度幼稚園（新制度）・認定こども園利用申込み案内」の2ページを確認してください。

なお、教育・保育給付2号認定の就労要件である週4日以上を満たしていない方でも、月64時間以上就労している場合は、施設等利用給付2号認定を受けることができます。

POINT

- ◆認定には、父母それぞれの保育を必要とする事由を確認できる書類が必要
- ◆就労要件に「週4日以上」ではなく、「月64時間以上」のみ

■申請内容の変更について

申請した内容に次のような変更が生じた場合は、利用施設又はこども育成課に連絡の上、速やかに変更申請（届出）書を提出してください。

- （1）保護者の退職や就労時間の短縮等により、保育の必要性がなくなる場合
- （2）保育事由を変更する場合（例：就労→妊娠・出産、求職→就労）
- （3）保護者・児童の氏名、住所等の変更が生じる場合

なお、厚木市外に転出する場合は、事前に園へ申し出を行い、転出先の市区町村で所定の手続きを行ってください。

■提出期限・提出先

施設等利用給付認定の申請をする場合は、各園で申請書類を入手の上、4月入園の方は**令和5年11月17日（金）**までに、入園予定の幼稚園または厚木市こども育成課に提出してください。4月以降に入園の場合は、預かり保育を利用する日の1週間までに提出してください。

※申請は、提出期限以降も隨時受け付けます。認定開始は、申請日以降（保育の必要性を証明する書類が全て揃ってから）になり、遅っての認定は出来ません。

お問合せ先 厚木市こども育成課こども政策係

【電話】(046) 225-2262 【FAX】(046) 225-4612

